

事業所規模による区分の取扱いに関するQ & A (平成31年2月版)

【3月に行う4月からの区分の確認】

Q1 4月からの事業所規模による区分の変更の有無の確認は、次の方法によることとされているが、「前年度の実績」とはどのように考えるのか。

- ① 前年度の実績が6月以上の事業所：前年度の実績を基に確認
- ② 前年度の実績が6月未満の事業所：定員の90%を基に確認
- ③ 4月1日に前年度から定員を25%以上変更する事業所
：定員の90%を基に確認

A1 「前年度の実績」とは、新たに事業所規模の算定を行う4月1日時点での前年度の事業運営の実績（通所介護費、通所リハビリテーション費を算定した月数）を言います。

なお、前年度の途中で定員を変更している場合も同様であり、年度途中での定員変更後の事業運営の実績ではなく、あくまで通所介護費、通所リハビリテーション費を算定した月数です。

※事業所規模による区分の変更は4月1日以降から適用となるため、「前年度の実績」には3月を含みますが、事業所規模の計算は3月を除いて計算します。

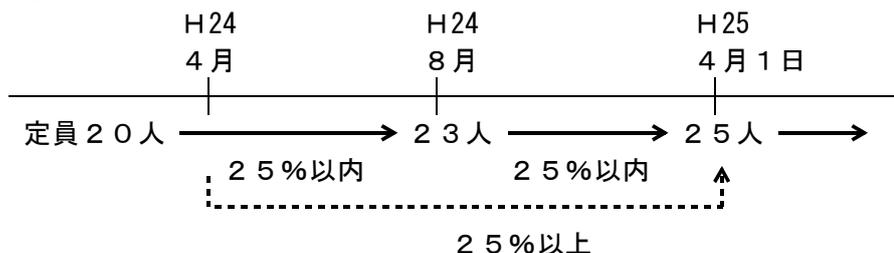
※事業所規模の実態をより適切に反映させるため、定員変更により③を適用する事業所は、前年度の実績が6月以上ある事業所が、年度が変わる4月1日に定員を25%以上変更する場合に限られました。

（「介護療養型老人保健施設に係る介護報酬改定等に関するQ & A」
(平成20年4月21日付け厚生労働省老健局老人保健課) の問24)

【4月1日に定員を変更する場合】

Q2 4月1日に前年度から定員を25%以上変更する場合は、定員の90%を基に確認を行うが、前年度の途中で定員を変更している場合はどの時点を前年度の定員と捉えるのか。

【例】



A2 前年度（「毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年

度)に定員変更をしている場合、変更後の定員との差が最も大きくなる時点の定員を前年度の定員と捉えます。

従って、平成25年4月1日の定員を25人にする場合は、平成24年4月の20人との差が最も大きく(20人→25人)なり25%以上の変更となることから、定員の90%を基に確認を行うこととなります。

【開設した年度の途中で定員変更する場合】

Q3 開設した年度の途中で定員を25%未満で変更する場合、事業所規模による区分の変更の有無を確認する必要があるか。

A3 開設年度途中で定員変更する場合は、開設年度の前年度の実績が無く、前年度実績による区分の確認ができないことから、変更後の定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数で、1月当たりの平均利用延人員数を算定し、事業所規模による区分を確認する必要があります。

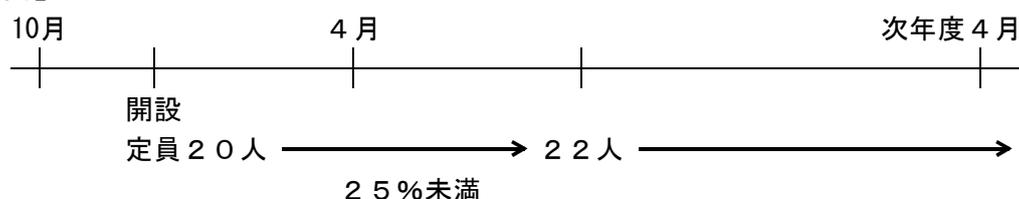
Q4 開設した年度の途中で定員を25%以上変更する場合、事業所規模による区分の変更の有無を確認する必要があるか。

A4 開設年度途中で定員変更する場合は、開設年度の前年度の実績が無く、前年度実績による区分の確認ができないことから、変更後の定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数で、1月当たりの平均利用延人員数を算定し、事業所規模による区分を確認する必要があります。
(A3と同じ。)

【前年度実績が6月未満の事業所が年度途中で定員を変更する場合】

Q5 前年度実績が6月未満の事業所において、年度途中で前年度から定員を25%未満で変更する場合、事業所規模による区分の変更の有無を確認する必要があるか。

【例】

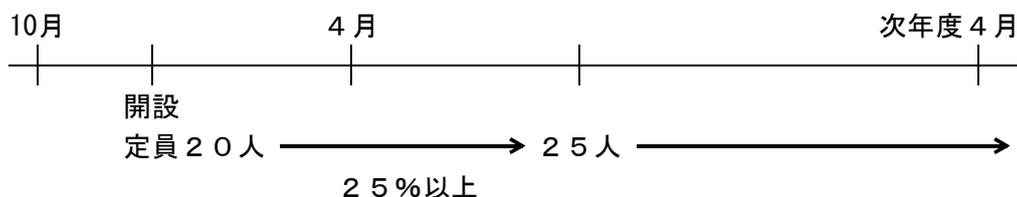


A5 前年度実績が6月未満の事業所については、前年度実績による区分の確認ができないことから、変更後の定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数で、1月当たりの平均利用延人員数を算定し、

事業所規模による区分を確認する必要があります。

Q 6 前年度実績が6月未満の事業所において、年度途中で前年度から定員を25%以上変更する場合、事業所規模による区分の変更の有無を確認する必要があるか。

【例】

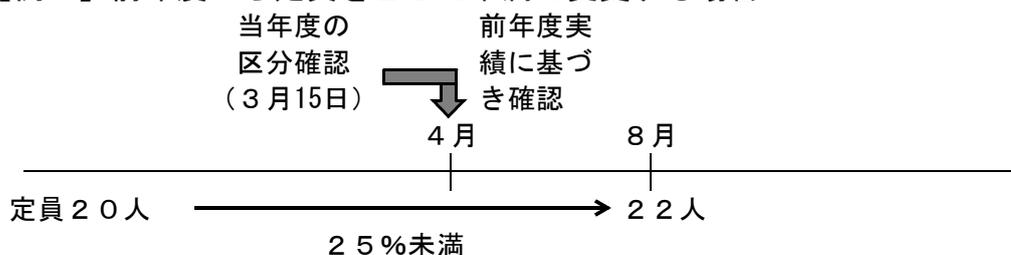


A 6 前年度実績が6月未満の事業所については、前年度実績による区分の確認ができないことから、変更後の定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数で、1月当たりの平均利用延人員数を算定し、事業所規模による区分を確認する必要があります。(A5と同じ。)

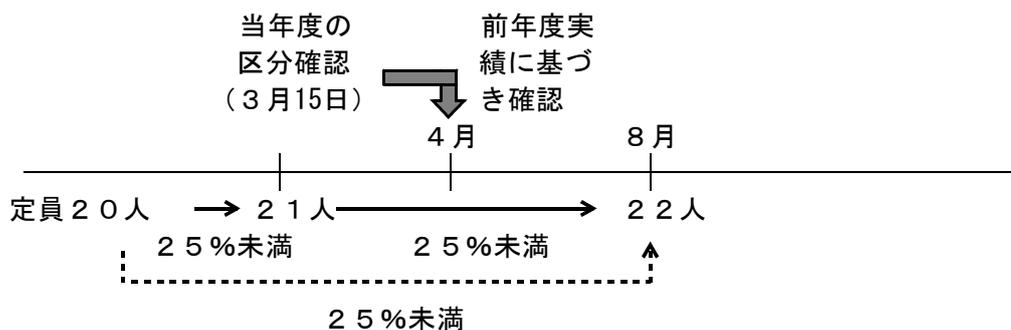
【前年度実績が6月以上の事業所が年度途中で定員を変更する場合】

Q 7 前年度実績が6月以上の事業所において、年度途中で前年度から定員を25%未満で変更する場合、事業所規模による区分の変更の有無を確認する必要があるか。

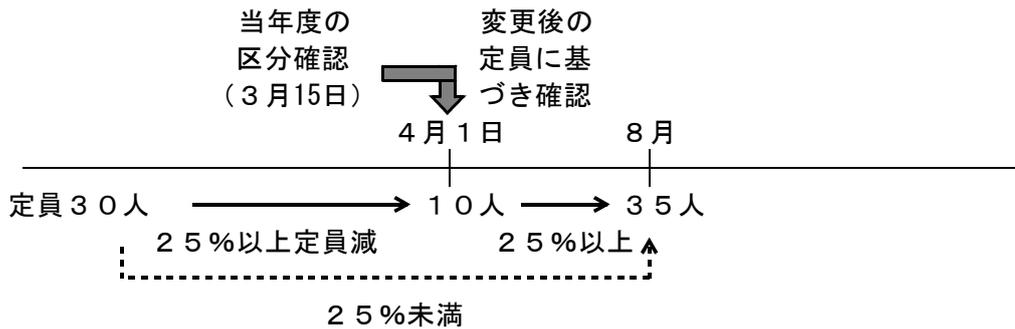
【例1】前年度から定員を25%未満で変更する場合



【例2】前年度から定員を25%未満で変更する場合（前年度に定員変更あり）



【例3】前年度から定員を25%未満で変更する場合（4月1日に定員変更あり）



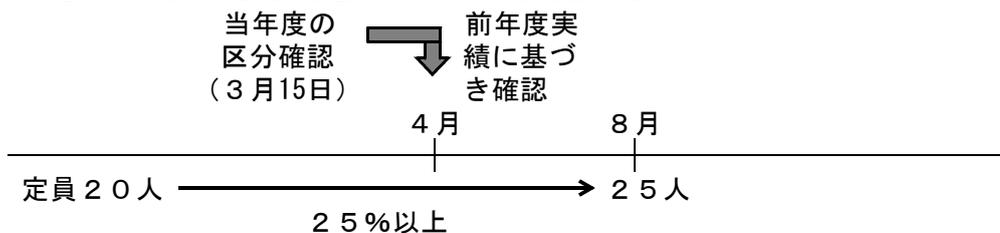
A7 質問の【例1】及び【例2】については、確認する必要がありません。前年度実績が6月以上ある事業所は、当年度4月からの事業所規模による区分を前年度3月に確認することとされており、当該確認した区分のまま変更しません。

ただし、質問の【例3】については、4月1日に前年度から定員を25%以上変更していることから、当年度4月からの事業所規模による区分を「前年度実績により区分しがたい場合」として4月からの定員の90%を基に確認しているはずであり、8月からの事業所規模による区分も定員の90%を基に確認することとなります。

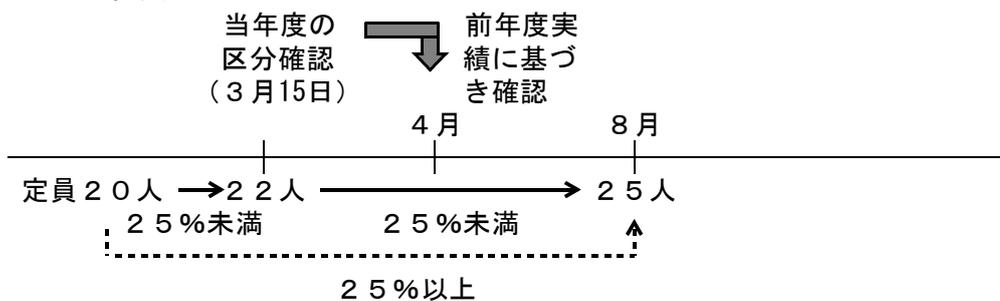
なお、当年度におけるその後の定員変更に当たっても、変更の定員数に関わらず、定員の90%を基に確認することとなります。

Q8 前年度実績が6月以上の事業所において、年度途中で前年度から定員を25%以上変更する場合、事業所規模による区分の変更の有無を確認する必要があるか。

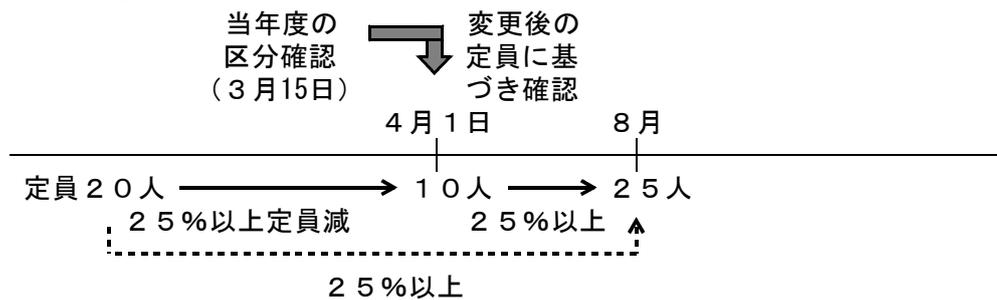
【例1】前年度から定員を25%以上変更する場合



【例2】前年度から定員を25%以上変更する場合（前年度に定員変更あり）



【例3】前年度から定員を25%以上変更する場合（4月1日に定員変更あり）



A8 質問の【例1】及び【例2】については、確認する必要がありません。前年度実績が6月以上ある事業所は、当年度4月からの事業所規模による区分を前年度3月に確認することとされており、当該確認した区分のまま変更しません。

ただし、質問の【例3】については、4月1日に前年度から定員を25%以上変更していることから、当年度4月からの事業所規模による区分を「前年度実績により区分しがたい場合」として4月からの定員の90%を基に確認しているはずであり、8月からの事業所規模による区分も定員の90%を基に確認することとなります。

なお、当年度におけるその後の定員変更に当たっても、変更の定員数に関わらず、定員の90%を基に確認することとなります。

(A7と同じ。)

【予定される1月当たりの営業日数】

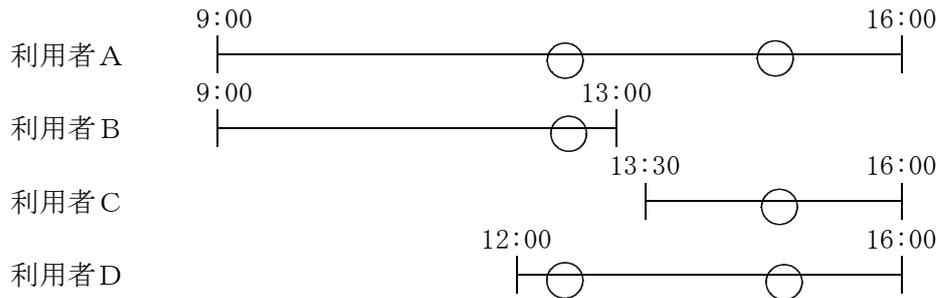
Q9 前年度実績により区分しがたい場合、利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数で区分を確認するが、「予定される1月当たりの営業日数」は1年間の平均とするのか。

A9 適切に事業所規模を区分するためには、新たに事業を開始又は定員変更して事業を実施する月から1年間（例えば、7月から事業を開始する場合は7月から翌年の6月までの12月）の1月当たりの平均営業日数とすることが適当です。

【同時にサービス提供を受けた者の最大数】

Q10 平均利用延人員数に含むこととされた第一号通所事業（旧介護予防通所介護に相当するサービス）の利用者の計算に当たっては、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えないとされているが（老企第36号報酬算定基準留意事項通知第2の7(4)②）、具体的にはどういうことか。

A10 次の場合、単純に延人員を加えると4人ですが、「同時にサービス提供を受けた者の最大数」は3人になります。



また、「同時にサービス提供を受けた者の最大数」を営業日ごとに加えていく場合、上記の考え方により営業日ごとに同時にサービス提供を受けた者の最大数を算定し、それぞれの営業日の最大数を利用延人員数に加えていくこととなります。

【他サービスを一体的に実施する場合】

Q11 通所介護と総合事業の第一号通所事業（緩和した基準によるサービス（通所型サービスA））又は障害福祉等事業（生活介護等）を一体的に実施する場合の事業所規模の区分を決定する際の利用者数の考え方はどうなるか。
また、その際の通所介護事業所の利用定員の考え方はどうなるか。

A11 通所介護と総合事業の第一号通所事業（緩和した基準によるサービス（通所型サービスA））又は障害福祉等事業（生活介護等）を一体的に行う場合は、事業所規模の区分を決定する際の利用者数には、その利用者数は含めず、通所介護事業所の利用定員の利用者数にも含めません。

なお、通所介護と総合事業の第一号通所事業（旧介護予防通所介護に相当するサービス）を一体的に行う場合は、事業所規模の区分を決定する際の利用者数に、旧介護予防通所介護に相当するサービスの利用者数を含めて計算し、通所介護事業所の利用定員の利用者数に含めることとなります。

【その他】

Q12 事業所規模による区分が通常規模の通所介護事業所が、利用者負担の軽減を図る趣旨から、意識的に大規模の報酬を算定することは可能か。

A12 事業所規模による区分以外の区分で報酬算定を行うことは不適切です。利用者負担の軽減を図る趣旨であれば、異なる区分の報酬算定を行うことにより対応するのではなく、割引制度（体制届により介護給付費の割引率を登録）により対応することが原則です。

Q13 事業所規模による区分が変更となる場合、利用者又はその家族に対する説明、同意は必要か。

A13 居宅基準105条及び第119条において準用する第8条の規定に基づき、利用者又はその家族に対し、文書を交付して説明を行い、同意を得る必要があります。

なお、契約書の内容にもよりますが、当該同意は、利用者及び通所サービス事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいと考えます。